

UAE から日本に入国する際の検疫措置

2021年9月17日更新

在ドバイ日本国総領事館

1 出発前 72 時間以内の「出国前検査証明」の取得、携行（※従来から変更なし）

日本に入国する日本人を含む全ての渡航者は、出発前 72 時間以内の新型コロナウイルス検査陰性証明（以下、「出国前検査証明」と言います。）を取得し、日本の空港検疫に提出することが義務付けられています。日本人であっても、同証明を携行しない場合は航空機への搭乗も拒否されますので、必ず事前の取得をお願いします。なお、同証明の携行義務は年齢、国籍は問われませんので、0歳の幼児であっても原則として事前の取得が必要です。

ドバイで「出国前検査証明」を取得できる施設情報は、下記のリンクをご確認ください。

https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00010.html

（また、UAE の空港でのチェックイン時には、「出国前検査証明」に加えて「質問票」の QR コードの提示（本紙末尾の【本件に関する参照先】をご参照ください。）が必要です。）

2 指定施設での「3 日間」の待機（※変更あり）

（※9月19日中に入国する場合は「6日間」、9月20日午前0時以降の日本到着便から「3日間」に変更）

（1）9月20日午前0時以降、UAE から日本に入国する全ての渡航者は、入国後「3日間」、検疫所長が指定する施設（以下「指定施設」と言います。）での待機が要請されます。3日間の待機は指定施設に限定され、自宅や個人手配の宿舎等での待機はできません。

（2）到着空港から指定施設までは検疫所担当者が誘導します。指定施設に入所後は3日間、部屋の外に出ることはできません（施設内にコンビニ等がある場合でも、待機者自身が店舗に行くことはできません。）。

（3）日本の空港到着時及び入国の翌日から起算して3日目に、新型コロナウイルス検査が行われます（計2回）。指定施設での待機中、3日目に行われる新型コロナウイルス検査において陰性が確認された場合は指定施設を退去となり、下記3の（2）及び（3）の措置が要請されます。

（4）検疫所による2回の検査費用、空港から指定施設への移動費用、指定施設での3日間の宿泊費用、宿泊中の3食の弁当代は、国が負担します。

3 入国後の検疫措置（※従来から変更なし）

（1）質問票、誓約書、アプリ

日本の空港到着時に、「質問票」及び「誓約書」の提出並びに指定アプリのインストールが求められます。UAE からの出発前に事前に準備することを推奨します。アプリ使用のために日本国内でデータ通信が利

用可能なスマートフォンを所持していない場合は、空港内でスマートフォンを自費でレンタルすることが求められますのでご注意ください。

(2) 自主隔離

入国の翌日から起算して14日間（指定施設での待機期間も合算されます。）は、自宅や個人手配の宿舎等での待機（自主隔離）が要請されます。

(3) 公共交通機関の不利用、位置情報の保存

入国後14日間は公共交通機関を使用しないこと、位置情報を保存すること、保健所等から位置情報の提示を求められた場合に応じることなどについて、誓約が求められます。

4. 外国人の入国（※従来から変更なし）

(1) 在留カードを持つ外国人の再入国

9月17日以降も、有効な「在留カード」及び「再入国許可/みなし再入国許可」を持つ外国人は、日本に再入国することができます。

(2) 新規入国を希望する外国人

新たに日本に入国を希望する外国人は、在留資格認定証明書を所持する長期滞在者及び90日以内の滞在を希望する短期滞在者のいずれの場合も、原則として査証申請及び日本への入国が停止されています。日本人の配偶者の方や特段の事情がある方は、査証申請をお受けできる場合がありますので、個別にメール（ryouji@du.mofa.go.jp）にて御相談ください。

【本件に関する参照先】

○当館ホームページ

（新型コロナウイルス関連情報）

https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_top.html

（ドバイの検査施設情報一覧）

https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00010.html

○日本の検疫措置に関する参照先

ア 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

海外から：+81-3-3595-2176（月曜～金曜、日本時間09:00-21:00）

日本国内から：0120-565-653（月曜～金曜、日本時間09:00-21:00）

イ 海外から日本に入国する全ての方が対象となる措置の全体説明

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

ウ「質問票」（UAE出発前にQRコードを取得してください。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

エ「誓約書」の提出（1人1枚必要。幼児の場合親権者が代筆してください。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

オ スマートフォンの携行、必要なアプリの登録

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

以上